

一般社団法人全国がん患者団体連合会 役員選任に関する公示

「一般社団法人全国がん患者団体連合会定款（平成 27 年 5 月 7 日適用）」及び「一般社団法人全国がん患者団体連合会役員選任規程（平成 27 年 5 月 7 日適用）」に基づき、平成 28 年 2 月 14 日（日）に東京都において、役員選任を目的として一般社団法人全国がん患者団体連合会の臨時総会を開催することとし、一般社団法人全国がん患者団体連合会の役員選任に関して以下の通り公示します。

平成 28 年 1 月 14 日
一般社団法人全国がん患者団体連合会
理事長 天野 慎介

記

1. 役員（理事及び監事）の定数

理事：3 名以上 10 名以内（設立時理事 3 名を含む）

監事：3 名以内（設立時監事 1 名を含む）

（※）設立時理事：天野慎介 松本陽子 三好綾 設立時監事：櫻井公恵

2. 立候補の手続き方法

所定の「立候補届出書」「推薦書」を全国がん患者団体連合会事務局宛に電子メールまたは FAX で提出してください（その他の方法や宛先での受付はいたしません）

電子メール：office@zenganren.jp FAX：03-6683-2273

3. 立候補の受付期間

平成 28 年 1 月 15 日（金）～平成 28 年 1 月 25 日（月） 17 時（必着）

（参考）

一般社団法人全国がん患者団体連合会定款（抄）

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以内

(2) 監事 3 人以内

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任又は解職する。

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する臨時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

一般社団法人全国がん患者団体連合会役員選任規程（抄）

第 4 条 役員は、西暦の奇数年に開催される通常総会において選任する。

2 前項の規程にかかわらず、定款に定める役員の定数に欠員を生じた場合、欠員を生じた役員を臨時総会において選任する。

3 前 2 項の規程にかかわらず、この法人の設立事業年度終了の日までに開催されるいずれかの臨時総会において、定款に定める設立時役員以外の設立事業年度における役員を選任する。

第 5 条 理事長は、役員選任に関する公示を、役員選任が行われる総会開催日の 30 日前までに行わなければならない。

第 6 条 役員の立候補者は、役員選任が行われる総会開催日の 30 日前から 20 日前までに、正会員 2 団体以上の推薦とともに、所定の立候補届を理事長に提出しなければならない。